

国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第5  
項に規定する特定アクセス行為等実施計画の変更  
の認可について

(諮問第3213号)

<目次>

1 諮問書	.....	1
2 特定アクセス行為等実施計画の変更の認可 について	.....	2
3 審査結果	.....	7

別添（委員限りのため省略）

- 国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第  
2項に規定する特定アクセス行為等実施計画の変  
更認可申請書

(公印・契印省略)

諮問第3213号

令和8年3月26日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮 問 書

国立研究開発法人情報通信研究機構(理事長 徳田 英幸)から情通機理第25号のとおり、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「法」という。)第18条第5項の規定に基づき、法第18条第2項の特定アクセス行為等実施計画について、特定アクセス行為等の実施期間及び実施体制の変更にかかる申請があった。

当該申請について審査した結果、法及び特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令(令和6年総務省令第11号)の規定に適合していると認められるため、申請のとおり特定アクセス行為等実施計画の変更を認可することとしたい。

上記のことについて、法第23条の規定により諮問する。

# 特定アクセス行為等実施計画の変更の認可について

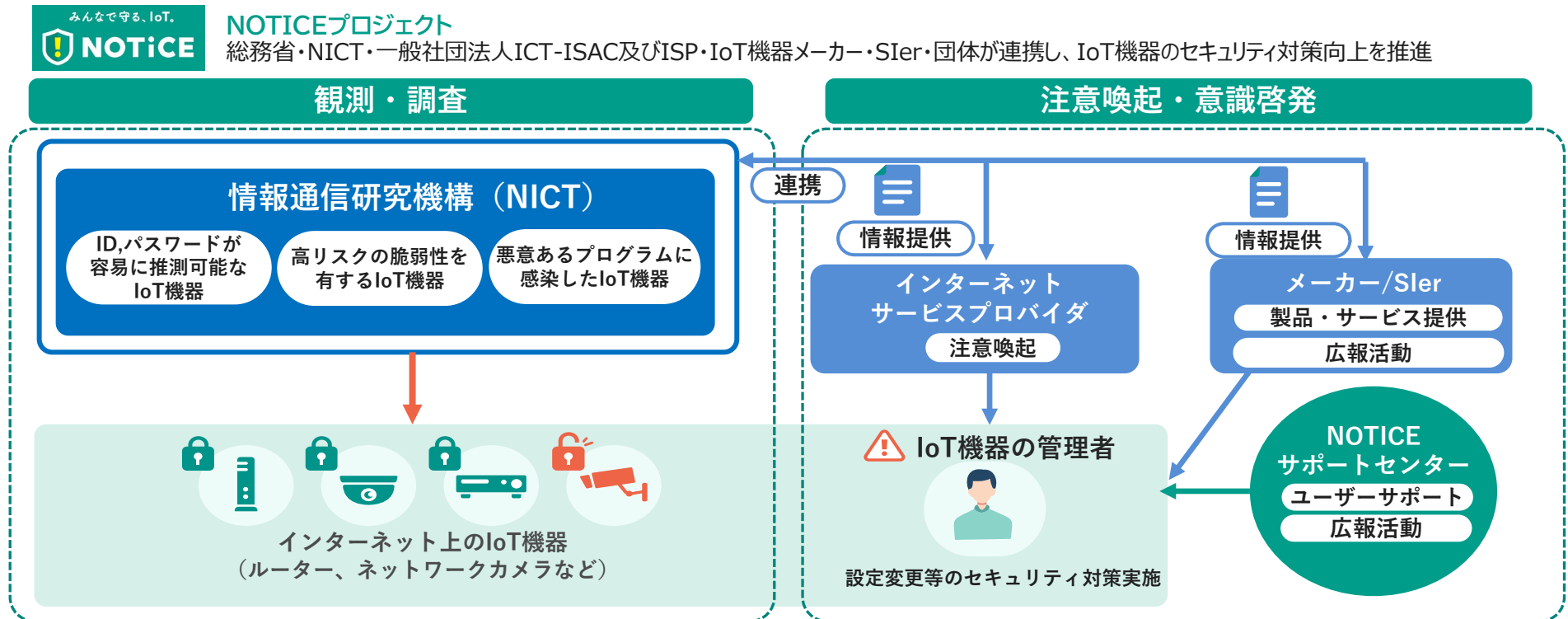
---

令和8年3月  
総務省 サイバーセキュリティ統括官室

# IoT機器調査及び利用者への注意喚起(NOTICE)

1

- 情報通信研究機構(NICT)がインターネットを観測・調査し、悪意あるプログラム（マルウェア）に感染したIoT機器や、今後感染する危険性が高い脆弱なIoT機器を発見し、電気通信事業者（ISP）と連携し、当該機器等の管理者に注意喚起・意識啓発を行い対応を促す取組「NOTICE」を平成31年2月より開始。
- 本取組を通じて、IoTボットネットによるサイバー攻撃（DDoS攻撃）の発生と被害を軽減。



## 2026年2月の結果

IoT機器観測総数

月 1.19 億件

ID, パスワードが  
容易に推測可能なIoT機器

月 13,073 件

高リスク脆弱性を有するIoT機器

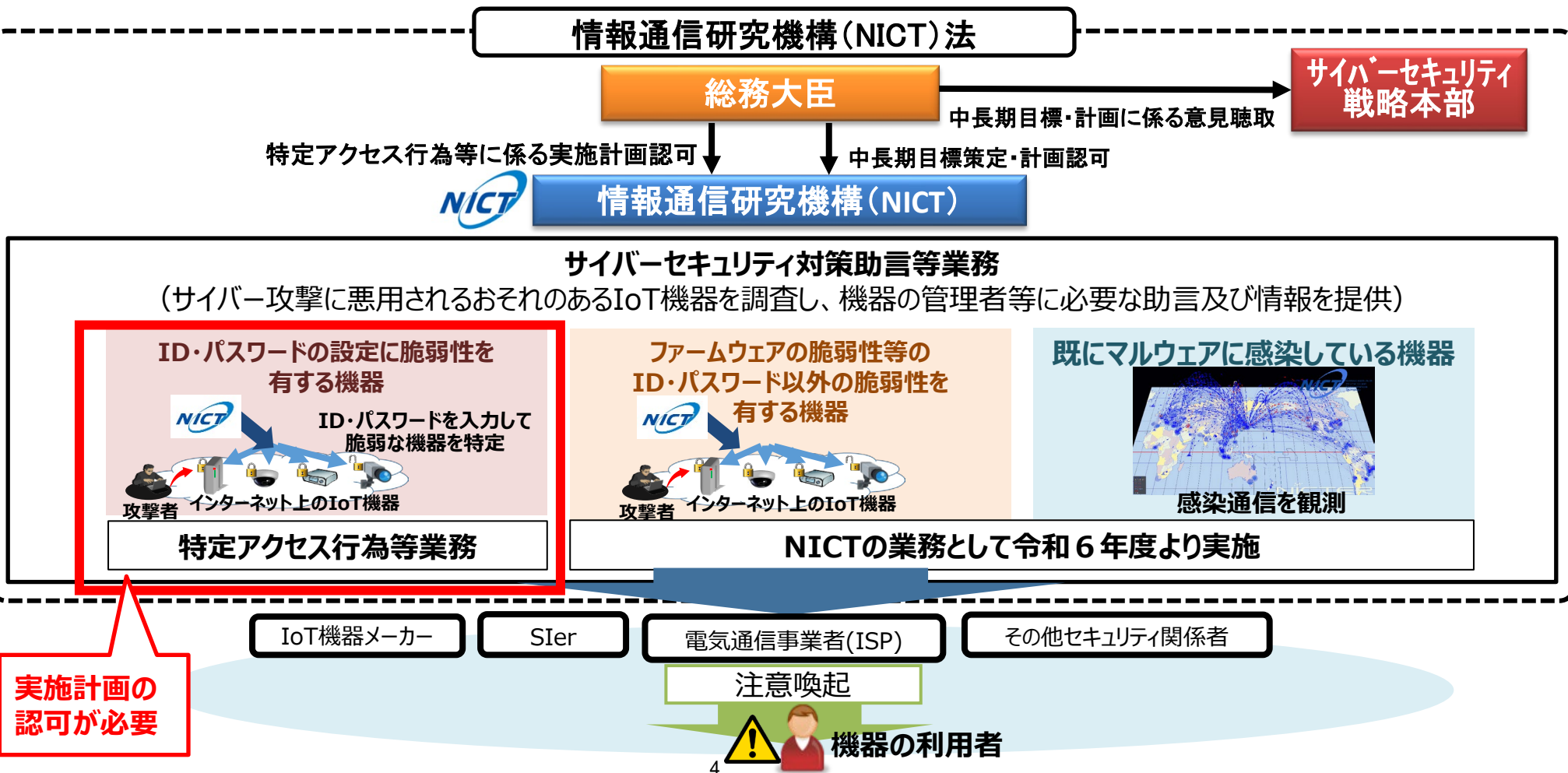
月 2,332 件

マルウェアに感染した  
IoT機器検知数

最大 299 件/日

# 特定アクセス行為等実施計画の変更の認可について

- NICTにおけるIoT機器の調査対象はID・パスワード設定の脆弱性を有する機器（特定アクセス行為等業務）、令和6年度からファームウェアの脆弱性等を有する機器及びマルウェア感染済み機器を対象としている。
- 特定アクセス行為等業務の実施に当たっては、実際にIoT機器にID・パスワードを入力する特定アクセス行為を行う必要があるため、NICTは実施計画を作成し、総務大臣の認可を受ける必要がある。
- 総務大臣は、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、その答申を踏まえ、認可すべきとされた場合、認可を行う。



- NICTから国立研究開発法人情報通信研究機構法（以下「機構法」という。）に基づき、特定アクセス行為（ID・パスワード設定の脆弱性の調査）等の実施計画について、一部を変更する旨の申請があった。変更申請の概要は以下のとおり。

## 1. 特定アクセス行為等実施計画について

機構法に規定される特定アクセス行為等実施計画の記載事項は以下のとおり。

### 特定アクセス行為等実施計画の記載事項

① 特定アクセス行為等の実施期間	④ 特定アクセス行為に用いる識別符号
② 特定アクセス行為等の実施体制	⑤ 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置
③ 特定アクセス行為に用いる設備	⑥ その他総務省令で定める事項

## 2. 特定アクセス行為等実施計画の変更点について

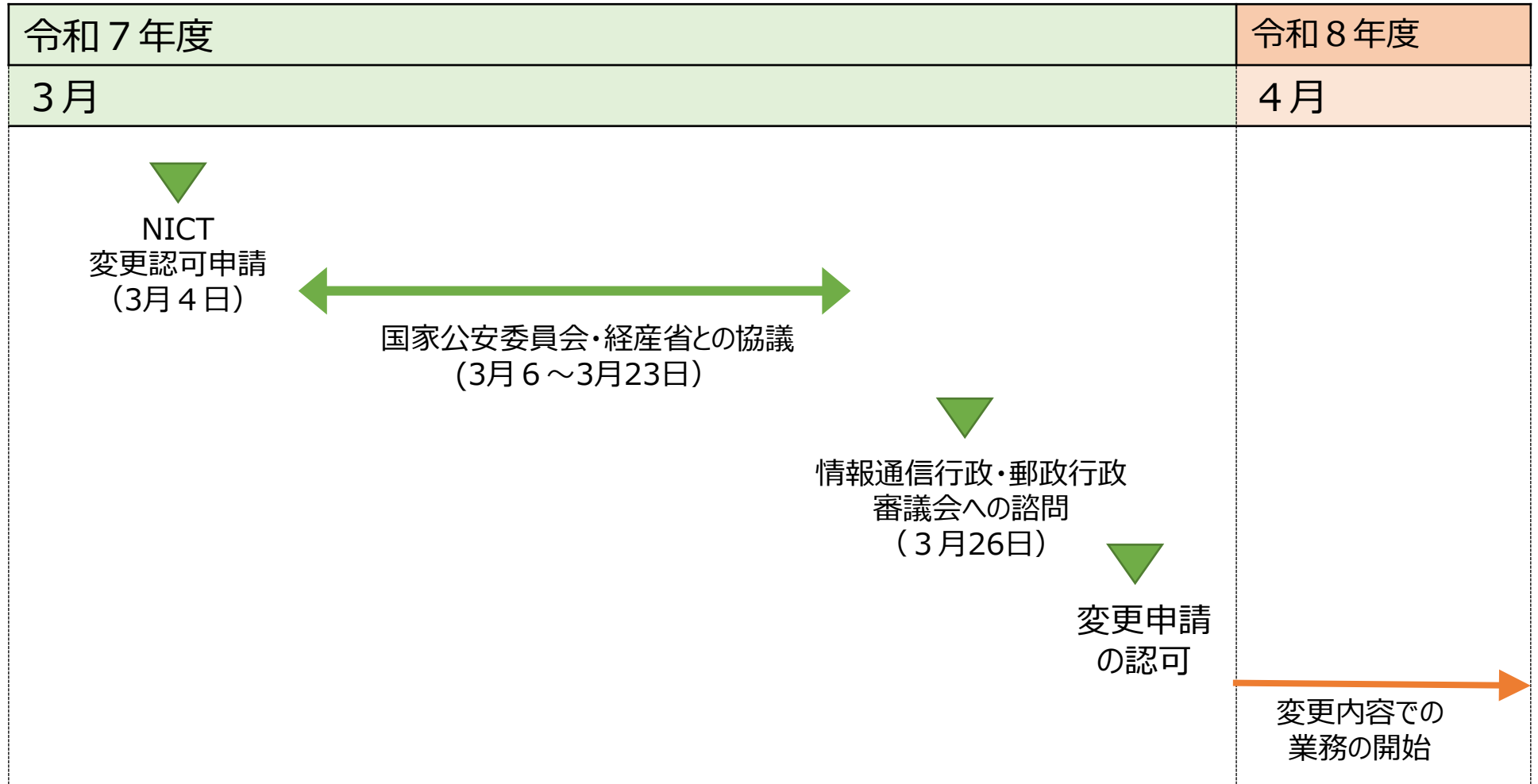
### ● 実施期間の更新（実施計画の記載事項①関連）

- 現状の実施期間はNICTの第5期中長期目標・計画の終期までの令和8年3月31日までのところ、次期第6期中長期目標・中長期計画において引き続き実施するため、第6期中長期目標・中長期計画の期間と同様の令和8年4月1日から令和13年3月31日までに変更する。

### ● 実施体制の変更（実施計画の記載事項②関連）

- これまでNICTのナショナルサイバーオブザベーションセンターのサイバーオブザベーション運用室が特定アクセス行為等を実施してきたが、業務量が増加しており、一部の業務（通信履歴等の電磁的記録に係る委託事業者との調整業務等）を同センター内のサイバーオブザベーション事業推進室（以下「事業推進室」という。）が支援できる実施体制に見直す。なお、事業推進室においても実施計画書の記載事項⑤に則り、情報の適正な取扱いを確保する措置が実施される。

- NICTからの変更申請について、国家公安委員会及び経済産業大臣へ協議（機構法第22条）を行い、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問（機構法第23条及び機構法施行令第8条）し、その答申を踏まえ、認可すべきとされた場合、総務大臣は認可することとする。



## 審査の結果

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「法」という。）及び特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令（令和 6 年総務省令第 11 号。以下「省令」という。）に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	結果	事由
1 特定アクセス行為等の実施期間が適正に定められていること。（省令第 2 条第 1 項第 1 号）	適	現状の実施期間は NICT の第 5 期中長期目標・計画の終期まで（令和 8 年 3 月 31 日まで）のところ、次期第 6 期中長期目標・中長期計画において引き続き実施するため、第 6 期中長期目標・中長期計画の期間と同様の令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までに変更するものであり、適正に定められていると認められる。
2 特定アクセス行為等の実施体制が適正に定められていること。（省令第 2 条第 1 項第 2 号）	適	これまで NICT のナショナルサイバーオブザベーションセンターのサイバーオブザベーション運用室が特定アクセス行為等を実施してきたが、業務量が増加しており、一部の業務（通信履歴等の電磁的記録に係る委託事業者との調整業務等）を同センター内のサイバーオブザベーション事業推進室（以下「事業推進室」という。）が支援できる実施体制に見直し、事業推進室においても実施計画書の記載事項「特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置」に則り、情報の適正な取扱いを確保する措置が実施されるものであり、適正に定められていると認められる。
3 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先が適正に定められていること。（省令第 2 条第 1 項第 3 号）	適	人事発令によるものであり、新たに特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先が適正に定められていると認められる。
4 法第 18 条第 1 項第 2 号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合における、委託先の選定に係る基準及び手続が適正に定められていること。（省令第 2 条第 1 項第 4 号）	—	変更なし。
5 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスが適正に定められていること。（省令第 2 条第 1 項第 5 号）	—	変更なし。

6 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスの範囲が適正に定められていること。(省令第2条第1項第6号)	—	変更なし。
7 省令第2条第1項第5号及び第6号に掲げるもののほか、特定アクセス行為等に係る設備に関する事項が適正に定められていること。(省令第2条第1項第7号)	—	変更なし。
8 特定アクセス行為に係る識別符号の方針が適正に定められていること。(省令第2条第1項第8号)	—	変更なし。
9 省令第2条第1項第8号の方針に基づき入力する識別符号が適正に定められていること。(省令第2条第1項第9号)	—	変更なし。
10 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項(法第18条第1項第2号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。)が適正に定められていること。(省令第2条第1項第10号)	—	変更なし。
11 送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知先に求める特定アクセス行為により取得する通信履歴等の電磁的記録に記録された情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項が適正に定められていること。(省令第2条第1項第11号)	—	変更なし。
12 特定アクセス行為等の実施に係る情報の公開に関する事項が適正に定められていること。(省令第2条第1項第12号)	—	変更なし。
13 その他必要な事項について適正に定められていること。(省令第2条第1項第13号)	—	変更なし。
14 本実施計画に基づき、特定アクセス行為等が確実に実施されると認められること。(法第18条第4項)	適	1から3まで審査した内容に問題は無く、変更された本実施計画に基づき、特定アクセス行為等が確実に実施されると認められる。